



当您在日本生活时，需向市区町村役所（政府）提交外国人登记、国民健康保险、印章登记等各项申报。下面将介绍如何办理这些手续以及受理这些申报的日本役所（政府）。

1 市区町村役所（政府）

市区町村役所（政府）是您在日本生活时办理各种必要手续的日本政府部门。

(1) 市区町村役所（政府）的功能

在您居住的市区町村中的役所（政府），是您办理各种必要手续的场所。此外，还设有各种咨询服务窗口，请在生活上遇到困难时，随时进行咨询。

可在市区町村役所（政府）办理的各种手续如下表所示。

外国人登记	国民年金（国民养老金）		国民健康保险
中小学校的转学入学	婚姻申报	出生申报	死亡申报

(2) 休假日、夜间服务窗口

在休假日和夜间，有些市区町村通过设置的自动交付机发行各种证明书，或者提供对通过电话或电子邮件进行的手续问讯等的答复服务。



2 户籍

户籍制度是指对个人的出生、死亡、结婚等身份关系进行登记、以及提供政府证明的制度。根据属地性效力，户籍法也适用于在日本的外国人。住在日本的外国人在日本生育或死亡、以及结婚、离婚等时，依据户籍法必须向居住地的市区町村役所（政府）提交申报。这些申报将作为其身份关系的证明资料而被保存。

※出生或死亡时，请同时向本国提交申报。至于如何办理手续请咨询在日大使馆、领事馆。



3 归化

归化和永住（定居）许可的最大区别是，归化是指取得日本国籍。外国籍人士为了取得日本国籍，必须提出归化申请。由于日本不承认双重国籍，因此必须放弃本国的国籍。未经法务大臣的批准，而仅仅与日本人结婚、或者成为日本人的养子等均不能自动转为日本国籍。

归化申请在各地的法务局办理。如获得批准，居留资格将被取消，而因加入日本户籍，即可取得居民登记、选举权等权利，同时作为日本人承担应有的纳税、劳动等义务。详情请就近咨询地方法务局。需支付手续费。



4 死亡申报

外国人在日本死亡时，需办理与日本人一样的手续。

外国人在日本死亡时，依据属地性效力，户籍法也适用于在日本的外国人。必须按照该法规定向市区町村役所（政府）提交死亡申报。

除了死亡申报，还必须把死者的外国人登记证明书归还于市区町村役所（政府），同时外国人登记将被抹销。此外，也需在死者的本国办理手续。由于各国办理手续的方法不同，请咨询在日大使馆、领事馆。

作为死去的日本人之丈夫或妻子，其持有的“日本人的配偶者等”居留资格者将不能更新居留期限。如希望继续居留日本，请向入国管理局咨询。

所需资料	提交处	提交时间	手续费
1 死亡申报书 在市区町村役所（政府）或医院备有 2 死亡诊断书 死亡时，在死亡申报书的死亡诊断栏中必须有医生的证明 3 申报人的盖章 如无印章，签字也可	申报人居住地或死者死亡地的市区町村役所（政府）	获知死亡事实之日起 7 天以内	免费



样本

死亡届

平成 年 月 日届出

長 殿

受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日					
送付 平成 年 月 日 第 号	長印					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	封 票	住民票	通知

(1) (よみかた)	氏 名		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
(2)			
(3) 生年月日	明治 昭和 大正 平成	年 月 日	(生まれたから30日以内に死亡したときは生まれた時刻も書いてください) <input type="checkbox"/> 午前 時 分 <input type="checkbox"/> 午後
(4) 死亡したとき	平成	年 月 日	<input type="checkbox"/> 午前 時 分 <input type="checkbox"/> 午後
(5) 死亡したところ	番地 番 号		
(6) 住 所	番地 番 号		
(7) (住民登録をしているところ)	世帯主の氏名		
(7) (外国人のときは国籍だけを書いてください)	筆頭者の氏名 番地 番 号		
(8) 死亡した人の夫または妻	<input type="checkbox"/> いる (満 歳) <input type="checkbox"/> いない (<input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別)		
(9) 死亡したときの世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用労働者若者で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用労働者若者及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯		
(10) 死亡した人の職業・産業	(国勢調査の年一平成 年一の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 職業 産業		
(11) その他			
届出	<input type="checkbox"/> 1. 同居の親族 <input type="checkbox"/> 2. 同居していない親族 <input type="checkbox"/> 3. 同居者 <input type="checkbox"/> 4. 家主 <input type="checkbox"/> 5. 地主 <input type="checkbox"/> 6. 家屋管理人 <input type="checkbox"/> 7. 土地管理人 <input type="checkbox"/> 8. 公設所の長		
住所	番地 番 号		
本籍	番地 番 筆頭者の氏名		
署名	印 年 月 日生		
事件簿番号			
連絡先	電話 ー ー 昼間連絡が取れるところ 自宅・勤務先・携帯		

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

死亡したことを知った日からかぞえて7日以内に出してください。

届書は、1通でさしつかえありません。

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

内縁のものはあくまれません。

には、あてはまるものに☑のようにするしをつけてください。

死亡者について書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく指定統計第5号、厚生労働省所管)にも用いられます。

◎届出人の印をご持参ください。

字は略さず丁寧に書いてください。



样本

死亡診断書（死体検案書）

この死亡診断書（死体検案書）は、我が国の死因統計作成の資料としても用いられます。かき書で、できるだけ詳しく書いてください。

記入の注意

氏名	1 男	2 女	生年月日	明治 昭和 年 月 日 大正 平成	午前・午後 時 分
	<small>(生まれてから30日以内に死亡したときは生まれた時刻も書いてください。)</small>				
死亡したとき	平成 年 月 日		午前・午後 時 分		
(12) 死亡したところ及びその種別	死亡したところの種別	1 病院 2 診療所 3 介護老人保健施設 4 助産所 5 老人ホーム 6 自宅 7 その他			
	死亡したところ	番地 番 号			
(13) 死亡の原因	(ア) 直接死因			発病（発症）又は受傷から死亡までの期間	
	(イ) (ア)の原因			◆年、月、日等の単位で書いてください。ただし、日本未満の場合は、時、分等の単位で書いてください。（例）1年3か月、5時間20分	
(14) 死亡の原因	(ウ) (イ)の原因				
	(エ) (ウ)の原因				
(15) 死因の種類	1 病死及び自然死	不慮の外因死 { 2 交通事故 3 転倒・転落 4 溺水 5 墜、火災及び火焔による傷害 } 外因死 { 6 窒息 7 中毒 8 その他 } その他及び不詳の外因死 { 9 自殺 10 他殺 11 その他及び不詳の外因 } 12 不詳の死			
	外因死の追加事項	傷害が発生したとき	平成・昭和 年 月 日 午前・午後 時 分	傷害が発生したところ	都道府市区町村
(16) 外因死の追加事項	傷害が発生したところの種別	1 住居 2 工場及び建築現場 3 道路 4 その他			
	◆病期又は鑑定依頼の場合でも書いてください	手段及び状況			
(17) 生後1年未満で死亡した場合の追加事項	出生時体重	単胎・多胎の別	妊娠週数		
	妊娠・分娩時における母体の病態又は異状	母の生年月日	前回までの妊娠の結果		
(18) その他特に付言すべきことから	1 無 2 有	3 不詳	出生児 人 死産児 人 (妊娠満22週以後に限る)		
	上記のとおり診断（検案）する				
(19) 診断（検案）する	診断（検案）年月日 平成 年 月 日		本診断書（検案書）発行年月日 平成 年 月 日		
	（病名、診断所行しくは全産婦人科医等の名義及び所在館又は医師の住所）		番地 番 号		
（氏名） 医師		印			

生年月日が不詳の場合は、指定年齢をカッコを付して書いてください。

表の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と書いてください。

「老人ホーム」は、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームをいいます。

傷病名等は、日本語で書いてください。

1欄では、各傷病について発病の方（例：急性）、病因（例：病原体名）、部位（例：胃噴門部がん）、性状（例：病理組織型）等もできるだけ書いてください。

妊娠中の死亡の場合は「妊娠週何週」、また、分娩中の死亡の場合は「妊娠週何週産後何週」と書いてください。

産後42日未満の死亡の場合は「妊娠週何週産後何週」と書いてください。

1欄及び2欄に関連した手術について、術式又はその診断名と関連のある所見等を書いてください。紹介状や伝票等による情報についてもカッコを付して書いてください。

「交通事故」は、事故発生からの期間にかかわらず、その事故による死亡が該当します。

「5歳、火災及び火焔による傷害」は、火災による一酸化炭素中毒、窒息等も含まれます。

「住居」とは、住宅、庭等をいい、老人ホーム等の居住施設は含まれません。

傷害がどういった状況で起こったかを具体的に書いてください。

妊娠週数は、最終月経、基礎体温、超音波計測等により算定し、できるだけ正確に書いてください。

母子健康手帳等を参考に書いてください。



5 印章

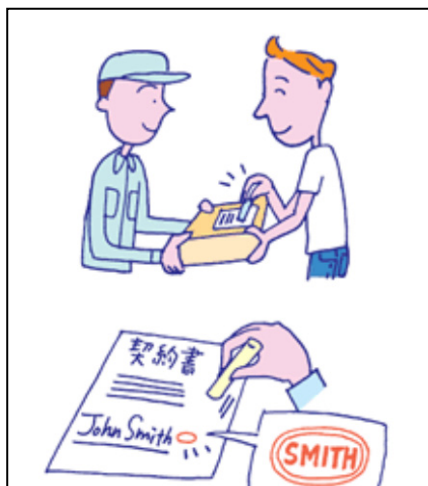
在日本通常使用印章代替签字。

5-1 印章简介

印章有日常经常使用的“认印（便章）”和用于重要资料的“实印（正式印章）”两种。

两种印章均可在“印章店”制作，印章材料不同其价格也相差很大。

(1) 认印（便章）



认印（便章），即在向役所提交的申请书或接收快递小包裹等时使用的、具有与签名同样功能的小型印章。虽没有特别规定，开通银行帐号时所用的印章（银行印）在通过存折提取现金、取消银行帐号时需要使用，因此请认真保管。

(2) 实印（正式印章）

实印（正式印章），即在正式的重要文件上盖章时使用的印章。您可在居住地的市区町村役所（政府）进行印章登记。



5 印章

5-2 印章登记

印章登记是市区町村的固有业务，其办理规程依据各市区町村的印章条例的规定。市区町村的通常办理规程如下表所示。可办理印章登记的条件为已经办理好外国人登记且满 15 周岁以上者。申请办理请到市区町村役所(政府)。可登记的印章一人仅限一个。在印章登记手续办理完之后，即可领取印章登记证。在汽车登记、房产登记、资金借贷等时，需使用替代签字的实印及印章登记证，因此必须十分注意保管印章和印章登记证。

※印章登记证遗失时，必须在提交遗失申报的同时，重新办理新印章登记手续。

※对于通过代理人申请的情形，由于需要委托书而办理手续需几天时间。

●印章登记的申请 (满 15 周岁以上的本人进行申请时)

所需资料	提交处	提交时间	手续费
1 要登记的印章 2 可进行本人确认、政府机关发行的带照片的资料 ・外国人登记证明书 ・驾驶执照等	市区町村役所 (政府)	申请当天	登记：免费 证明书的发行：收费 (300 日元左右，不同市区町村役所 (政府) 收费有所不同)

印章登记证 (正面)





(1) 可进行登记的文字

●使用汉字姓名进行了外国人登记的情形

1. 汉字姓与名的印章
2. 只有汉字姓的印章
3. 只有汉字名的印章

●使用英文字母姓名进行了外国人登记的情形

使用最后名、家族名、中间名的其中之一、以英文字母制作的印章

●使用通称名登记的情形

按照登记过的通称名制作的印章

※用绰号或姓名的首字母不可进行印章登记。

※通称名是指日常生活所用的本名不同的姓名。外国人只能登记一个通称名。

※对于使用片假名登记了通称名的情形，使用片假名制作的印章也可以进行登记。

(2) 不可进行登记的印章

印章登记有一定限制，以下所示的印章不可进行登记。

- 外国人登记原票上所记载的姓名、名、中间名等之外的印章
- 表示职业、商标或者其他表示姓名以外名称的印章
 - 橡胶印等容易变形材料所制作的印章
- 印戳任一 边长不在 8 毫米~25 毫米正方形范围内的印章
- 印戳不明显(不容易正确读取或有部分缺陷等)的印章

(3) 印章证明书

印章证明书是指可以证明实印(正式印章)为真实印章的证明书。在日本购买土地、住宅、汽车等需签署重要合同时，需要使用实印或印章证明书。印章证明书可通过本人或代理人到役所(政府)的服务窗口提交申请后取得。

对于代理人的情形，也不需要委托书。此外，仅凭登记过的印章是不可以取得印章证明书，这点请多加注意。

※在有些役所(政府)设有自动交付机。